

## 新ごみ処理施設整備技術支援会議設置要綱

### (設置)

第1条 市長は、新ごみ処理施設の整備を検討するに当たり、当該新ごみ処理施設が環境負荷の低減や大規模災害に対する強靱な処理システムの構築が図られたものとなるよう、専門的な観点から有識者の助言を求めるため、新ごみ処理施設整備技術支援会議（以下「技術支援会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 技術支援会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新ごみ処理施設整備基本計画及び大久保清掃工場跡地解体計画の策定における検討事項のうち、市長が必要と認める事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、新ごみ処理施設の整備を検討するために市長が必要と認める事項に関すること。

### (委員)

第3条 技術支援会議は、委員4名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる分野その他市長が特に認める分野の学識経験者から市長が委嘱する。

- (1) 循環基盤工学
- (2) 廃棄物処理
- (3) 衛生工学
- (4) 建築環境・設備

### (任期)

第4条 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

### (会長の職務等)

第5条 技術支援会議に会長及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、技術支援会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 技術支援会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 技術支援会議の会議は、公開とする。ただし、会長が特別の事由があると認めるときは、技術支援会議に諮って、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

### (意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第8条 技術支援会議の庶務は、資源循環課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、技術支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が技術支援会議に諮って定める。

附 則 (令和元年8月21日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以降最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和2年3月11日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和3年3月15日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和4年3月28日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。